



中国会計税務実務

2022年第1号

今回のテーマ：IPO前に株主が保有する株式の譲渡に係るロックアップ期間について

筆頭株主や経営幹部の交代がIPO（新規上場）企業の事業運営に不安定と不確実性をもたらすことを避け、またIPO前の株主が株式を大量に売却することによりIPO企業の株価に影響を与え、他の株主の利益を損なうことを避ける趣旨から、中国A株のIPOでは、IPO前に株主が保有している株式の譲渡に対してはロックアップ期間（ロックアップ：上場直後の譲渡を禁止する制限）を設けています。これらの株主が保有する株式を自由に流通させることができるのは、ロックアップ期間終了後となります。すなわち、ロックアップ期間中、これらの株主が保有する株式は「譲渡制限付株式」として資本構成に反映されることとなります。

現在、ロックアップに関する規制は、会社法、証券監督管理委員会の部門規定、証券取引所の「新規株式公開規則」と規制文書、および関連する審査機関の窓口指導などで見られます。今回、中国A株の主要な資本市場（北京証券取引所を除く）における株式譲渡のロックアップ期間について以下の通り簡易ながらまとめています。

上海証券取引所（メインボード、科創ボード）と深?証券取引所（メインボード、中小企業ボード、創業ボード）			
株主	ロックアップ期間	依拠条文	注記
支配株主、実質的支配者およびその関連者	上場日から36ヶ月	上海証券取引所「株式公開規則」5.1.5、深?証券取引所「株式公開規則」5.1.6、深?証券取引所「創業ボード株式公開規則」、上海証券取引所「科創ボード株式公開規則」2.4.4	特別な免除条文有*1
	6ヶ月以上の延長 上場後6ヶ月以内の20連続取引日の終値<発行価格 または上場後6ヶ月経過時点の終値<発行価格	証券監督管理委員会「新規株式公開の発行体制の更なる改革のための意見書」	
	上場時に黒字でない場合、支配株主及び実質的支配者は、当該会社の株式上場日から満3事業年度以内に上場前の株式を減少させず、かつ、当該会社の株式上場日から4事業年度及び5事業年度のそれぞれにおいて上場前の株式の2%を超えて譲渡してはならない。	「科創ボード株式公開規則」2.4.3	科創ボードで適用
普通株主 (支配株主、実質的支配者およびその関連者以外の株主)	上場日から1年間	会社法第141条	
董事、監事及び高級管理者	上場日から1年間、離職後6ヶ月	会社法第141条	
	任期中の各年度に譲渡する株式数は、保有する株式総数の25%を超えないものとし、保有する株式数が1000株を超えない場合は、そのすべてを一括して譲渡することができる	会社法第141条、「上場企業の董事、監事と高級管理者が所有している上場企業の株式および変更に対する管理規定」第5条	
	6ヶ月以上の延長 上場後6ヶ月以内の20連続取引日の終値<発行価格 または上場後6ヶ月経過時点の終値<発行価格	証券監督管理委員会「新規株式公開の発行体制の更なる改革のための意見書」	
	離職半年間はロックアップ。また離職後12ヶ月以内は保有株式の50%以上の譲渡禁止。	「深?証券取引所中小企業ボードの上場企業が規範的に運営するガイドライン」3.8.3	中小企業ボードで適用
	上場日から6ヶ月以内の離職：離職日から18ヶ月間 上場日から7～12ヶ月以内の離職：離職日から12ヶ月間	「創業ボードにおける上場企業の董事、監事、高級管理者の株式売買の更なる規範化に対する通知」	創業ボードで適用
上場時に黒字でない場合、董事、監事、高級管理者およびコア技術者は、会社の株式上場日から満3会計年度以内に、当初から保有する株式を譲渡してはならない	「科創ボード株式公開規則」2.4.3	科創ボードで適用	

株主	ロックアップ期間	依拠条文	注記
コア技術者	上場日から1年間、離職後6ヶ月 保有する新規株式公開前株式の制限期間満了の日から4年以内の、年間の新規株式公開前株式の譲渡は、上場時に保有する当該会社の新規株式公開前株式総数の25%を超えてはならない。なお削減率は累積して使用することができる。	「科創ボード株式公開規則」2.4.5	科創ボードで適用
実質的所有者がいない会社の株主	発行前の全株主を持株数の多い順に掲載し、持株数の合計が発行前の株式総数の51%以上である株主の保有株式は、上場日から36ヶ月間。	証券監督管理委員会窓口指導意見	
第三者割当増資により新たに株主となった株主	目論見書発行日前12ヶ月以内に増資を行った株主については、当該増資部分に係る株式について、当該増資の工商変更登記完了日から36ヶ月間。	「新規株式公開に関する若干の問題への回答」と証券監督管理委員会窓口指導意見	メインボード、中小企業ボードで適用
	申請資料提出前6ヶ月以内に増資を行った株主については、当該増資部分の株式は、増資に伴う工商変更登記完了の日から36ヶ月間。	「新規株式公開に関する若干の問題への回答」と証券監督管理委員会窓口指導意見	創業ボードで適用
既存株主からの譲受により株式を取得した株主	目論見書発行日前12ヶ月以内に株式を取得した株主は、当該株式を支配株主、実質的所有者及びその関係者から取得した場合は上場日から36ヶ月間、非支配株主、実質的所有者及びその関係者でない者から取得した場合は上場日から12ヶ月間	「新規株式公開に関する若干の問題への回答」と証券監督管理委員会窓口指導意見	メインボード、中小企業ボードで適用
	申請資料提出前6ヶ月以内に株式を取得した株主については、当該株式が支配株主、実質的所有者及びその関係者から譲渡された場合は上場日から36ヶ月間、支配株主、実質的株主及びその関係者以外の者から譲渡された場合は上場日から12ヶ月間	「新規株式公開に関する若干の問題への回答」と証券監督管理委員会窓口指導意見	創業ボードで適用

*1【メインボード、中小企業ボード、創業ボード】：譲渡当事者間に支配関係または同一の実質的支配者による支配関係が存在する場合、免除されます。

【科創ボード】：譲渡当事者間に支配関係または同一の実質的支配者による支配関係が存在する場合、株式公開日から12ヶ月後に解除されます。

【中小企業ボード】：上場企業が危機的状況にあるか、または深刻な財政難に直面しているため、譲受人が提案した上場企業救済のための再編計画が株主総会および関連部門で承認され、かつ譲受人がロックアップ期間を引き続き遵守することを承諾する場合、免除されます。



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com